指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 ： 株式会社中造園
代表者及び住所 奈良県葛城市西辻352－1
代表取締役 中 邦暁

2. 指名停止措置期間 ： 令和8年10月30日から令和8年11月29日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲 ： 近畿地方整備局管内

4. 事実概要 ： 株式会社中造園は、経営業務管理責任者である者及び、営業所専任技術者である者2名が、他社へ出向の上、他社の工事の現場代理人として配置され、当該工事に関する業務に従事していた事実が認められた。また、当該工事期間は株式会社中造園での職務に専ら従事していたとは認められないことから、建設業法第7条第1号及び第2号に違反すると認められた。
このことが、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、令和8年5月8日付けで奈良県知事から指示処分を受けた。

5. 指名停止措置理由 ： 株式会社中造園が建設業法の規定により監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヶ月を適用する。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2＞

（建設業法違反行為）
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局
総務部契約課 TEL：06－6942－1141
契約課長 柳原 宏明 （内線 2511）
建設専門官 古原 悟 （内線 2512）